

【様式 1 号】

令和 7 年 4 月 2 3 日

質疑書兼回答書

(件名) 茨木市既存公共建築物 Z E B 化可能性調査業務について、
(質問 ・ 回答) します。

質問事項	回答
4 参加資格(5)で、同種業務とは公共建築物における…とありますが、審査基準では民間業務も加点对象となっています。民間実績のみで参加資格はありますか。	参加資格(5)で公共建築物における業務とさせていたただいているため、民間実績のみで参加資格はありません。
参加資格に明記はありませんが、JV での参加は可能ですか。	JV での参加については、想定していません。
本業務を請負った企業が、業務完了後に次段階の設計や施工等に関与することは可能ですか。	可能です。
第 2 次審査結果通知から契約締結までの期間が短い為、事前に茨木市様指定書式（契約書）等を頂く事は可能でしょうか。	契約書は市で作成し、送付いたします。事前の確認については、別添の契約書（案）をご確認ください。
参加資格(5)契約金額が 7,000 千円以上とありますが、税込みでしょうか。	はい、税込みです。
仕様書の下記事項(1)イ について、ISMS の登録が事業所単位でなく一部の部門のみである場合、実施体制に ISMS 登録のある部門の技術者が配置されていれば参加資格を有すると解釈してよいか。 *** I 一般事項 4 業務の実施体制 (1) 受託者は、以下に該当する資格を全て有すること。 ア JISQ14001(ISO14001) 環境マネジメントシステム(EMS) (日本産業規格(国際標準化機構)) イ JISQ27001(ISO27001) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) (日本産業規格(国際標準化機構)) ウ Z E B プランナー (一般社団法人 環境共創イニ	ISMS の登録が事業所単位でなく一部の部門のみである場合、実施体制に ISMS 登録のある部門の技術者を配置することで参加資格を有すると判断します。

シアチブ) ***	
--------------	--

※提出期限は、令和7年4月21日（月）午後3時（必着）です。（電子メール）

※質問がない場合は、提出不要です。

※回答は、随時市ホームページに掲載します。

茨木市 産業環境部環境政策課

電話：072-620-1644（直通）

E-mail：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

茨木市既存公共建築物 Z E B 化可能性調査業務委託契約書（案）

茨木市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、茨木市既存公共建築物 Z E B 化可能性調査業務の委託について、次のとおり契約する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、茨木市既存公共建築物 Z E B 化可能性調査業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理方法）

第 2 条 乙は、末尾記載の茨木市既存公共建築物 Z E B 化可能性調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。この場合において、甲は、乙又は第17条に規定する取扱責任者に対して指示するものとする。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、令和 7 年 6 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 甲は、第 1 条の委託業務に対する委託料として金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第 5 条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金〇〇〇円を甲に納付するものとする。（※ 契約保証金は、契約金額の100分の 5 以上）

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第 7 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者（子会社を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づく承諾を得ようとする場合、あらかじめ、当該委託先において、甲が乙に求めた個人情報の適切な安全管理のための措置が図られることを確認し、その結果について、甲に書面で報告しなければならない。

3 乙は、第 1 項ただし書に基づく承諾を得たときは、当該委託先の業務実施状況を監督しなければならない。

（報告等）

第 8 条 甲は、委託業務の処理状況について乙（再委託先があるときは再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して随時に必要な報告を求めることができる。必要があると認めるときは乙に対して監査（調査を含む。）を行うことができる。

2 甲は、委託業務の実施について、乙又は第16条に規定する取扱責任者に対して必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 甲は、必要があるときは委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れたときは、当該未払い額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅滞等)

第11条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を記載した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、委託料につきその延長日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められたとき。

(3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。

(4) 乙から次条に規定する事由によらないで契約解除の申出があったとき。

(5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号に規定するときに該当するとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項により損害を生じたときは、その損害を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。委託終了後も、また、同様とする。

(取扱責任者等)

第16条 乙は、委託業務における取扱責任者及び業務従事者を定め、業務従事者の管理体制及び実施体制とともに、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に定める者以外のものを委託業務に従事させてはならない。

(提供資料の保全等)

第17条 乙は、委託業務の履行に伴い甲が提供する個人情報その他の資料について、次の事項を守らなければならない。

(1) 複写及び複製を行わないこと。

(2) 委託業務の用途以外に使用しないこと。

(3) 第三者に提供しないこと。

(4) 保管、使用及び搬送に際しては、事故のないよう適正に行うこと。

(5) 漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに甲に報告するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じること。

(6) 作業場所を特定し、その作業場所から個人情報を無断で持ち出しはしないこと。

(7) 委託業務の終了後は、甲の指示に従い、甲が提供する個人情報その他の資料は返還又は破砕、溶解等、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により消去すること。

2 乙は、甲が定める個人情報の安全管理に関する規程に準拠し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者に対する措置)

第18条 乙は、乙の従事者が第15条及び前条第1項に違反しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(成果品の契約不適合)

第19条 甲は、成果品に契約不適合を発見したときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する一切の紛争については、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年6月4日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 福岡 洋一 印

乙 住所
氏名 印